

令和8年度市民税・都民税・森林環境税のしおり

(お問合せの際のお願い)

お問合せをいただく際には、お手元に必ず「納税通知書兼決定通知書」をご用意ください。こちらから記載されている通知書番号を伺います。

通知書番号を確認できない場合には、ご質問にお答えできない場合がございますのでご了承ください。

※一部納税義務者様について、印字スペースの都合上、納税通知書及び納付書にお名前が全て記載しきれないものが発生しております。納付書については従来どおりご使用いただけます。ご迷惑をおかけしまして、申し訳ございません。

◎市(都)民税及び森林環境税を納める方

令和8年1月1日現在、市内に住所を有する方で、前年中に所得がある方は、均等割、所得割及び森林環境税(国税)の合計額を納めていただきます。

また、市内に住所を有しない方でも、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する場合は、均等割額を納めていただきます(森林環境税は課税されません。)

ただし、次の場合市(都)民税及び森林環境税はかかりません。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている
- (2) 障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下
- (3) 前年の合計所得金額が45万円以下
- (4) 扶養親族等がいて、かつ、前年の合計所得金額が{35万円×(本人+扶養人数)+31万円}以下

◎税証明を必要とする方は次のことに注意してください

- 同一世帯以外の方が申請するときは、本人の委任状が必要です。
 - 申請する方は必ず本人確認できるものをお持ちください。
 - コンビニ交付サービスを利用する場合は、電子証明書(利用者証明用電子証明書)が搭載されたマイナンバーカード(個人番号カード)及び暗証番号が必要です。
- ※コンビニ交付サービスで取得できる証明書は、課税非課税証明書と所得証明書(いずれも最新年分)です。
※コンビニ交付サービスで取得できるのは(取得時点で)府中市民である方のみです。

重要なお知らせ(必ずご確認ください)

<給与収入を2社以上から受給している方へ>

給与収入を2社以上から受給している方も原則、全ての給与収入が特別徴収の対象となります。本市では、全ての給与を合算した上で住民税を決定し、主たるお勤め先1社から特別徴収を行っています。

上記の取組を徹底するため、確定申告書第2表「住民税に関する事項」及び市・都民税申告書の給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法において、「自分で納付(普通徴収)」を選択しても、給与収入に係る住民税については、普通徴収にすることができませんのでご注意ください。

《決済アプリやクレジットカードでお支払いが出来ます》

納付書に印字された^{エル・キューアール}eL-QR(QRコード)を利用して、スマートフォン決済アプリやクレジットカードでお支払いが出来ます。ご利用方法や利用できる決済アプリ等については、「地方税お支払いサイト」をご確認ください。なお、現在、預金口座振替をご利用の方は、口座振替取消しの申請が必要です。

エル・キューアール eL-QRでいつでもどこでもキャッシュレス納付

地方税お支払いサイト  <https://www.payment.eltax.lta.go.jp>

市税等のweb口座振替取消し申請  <https://logoform.jp/f/zdL3O>

※「地方税お支払いサイト」は、令和8年9月から「eLお支払いサイト」へ名称が変わる予定です。

※QRコードは特許登録商標です

《便利な預金口座振替をご利用ください》

◎府中市預金口座振替依頼書による申込み

【金融機関での申込み】

納税通知書、預金通帳、届出印をお持ちの上、「府中市預金口座振替依頼書」を納期限の45日前までに取扱金融機関へご提出ください。

※「府中市預金口座振替依頼書」は市内の取扱金融機関、納税課に置いてあります。

※ゆうちょ銀行の口座をご指定の場合は郵送でお申込みください。

【郵送での申込み】

郵送での申込みや、ゆうちょ銀行からの口座振替をご希望の方は「府中市預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入・押印の上、納税課へお送りください。納期限の45日前までに納税課へ届くよう投函してください。

※「府中市預金口座振替依頼書」がお手元にない場合は、納税課までご連絡ください。

◎金融機関のキャッシュカードによる申込み ※生体認証ICカードなど一部取扱不可の場合あり

・口座名義人ご本人が、金融機関のキャッシュカード、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)をお持ちの上、納期限の14日前までに納税課で手続きしてください。

◎ご注意

- ・口座振替の領収書は発行されませんので、振替内容は預金通帳への記入によりご確認ください。
- ・口座振替をご利用の場合は、各納期限に口座振替を行いますので、事前に残高をご確認ください。
- ・金融機関にて振替口座を解約又は停止する手続を行う場合は、あわせて口座振替依頼の取消し手続又は振替口座の変更手続が必要になりますので納税課までご連絡ください。

◎取扱金融機関 ※(★)はキャッシュカードによる申込み対応

- | | | | |
|---|--------------|-------------|-------------|
| ○三菱UFJ銀行(★) | ○みずほ銀行 | ○埼玉りそな銀行(★) | ○三井住友銀行(★) |
| ○りそな銀行(★) | ○きらぼし銀行(★) | ○山梨中央銀行(★) | ○東日本銀行(★) |
| ○みずほ信託銀行 | ○東京三協信用金庫(★) | ○東京スター銀行 | ○大東京信用組合(★) |
| ○中央労働金庫(★) | ○多摩信用金庫(★) | ○西武信用金庫 | ○ゆうちょ銀行(★) |
| ○東京都信用農業協同組合連合会及びマインズ農業協同組合を含む都内各農業協同組合 | | | |

《納期までの支払いにお困りの方は》

- ・納期限前に必ず納税課へご相談ください。
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生する場合があります。
- ・ご相談の際は、生活状況のわかる資料(主に給与明細、預金通帳等)が必要となります。
- ・市税を滞納したままですと、財産(預金・給与・不動産等)を差し押え、滞納となっている市税に充当する手続を行いますので、ご注意ください。

お問合せ：【課税内容】市民税課 (042) 335-4441、4442 (直通)
【口座振替】納税課納税推進係 (042) 335-4449 (直通)
【納税相談】納税課滞納対策係 (042) 335-4460、4462 (直通)
【納付方法】納税課管理係 (042) 335-4448 (直通)

令和8年度 個人住民税の主な税制改正のお知らせ

1 令和7年度税制改正の概要

令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、給与所得控除の見直し、扶養親族等の所得要件の引上げ及び大学生年代の子等に関する控除（特定親族特別控除）の創設が行われました。この改正は、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度分の個人住民税から適用されます。

2 給与所得控除の見直し

令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税からは、給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。

給与等の収入金額	改正前 給与所得控除	改正後 給与所得控除	引き上げ額
162万5千円以下	55万円	65万円	10万円
162万5千円超 180万円以下	給与等の収入金額 ×40%－10万円		10万円～3万円
180万円超 190万円以下	給与等の収入金額 ×30%＋8万円		3万円～0万円
190万円超 360万円以下	給与等の収入金額 ×20%＋44万円	改正なし	0万円
360万円超 660万円以下			
660万円超 850万円以下			
850万円超	195万円(上限)		

※ 190万円以下の方のみの改正です。190万円を超える区分の方についての改正はありません。

3 各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税からは、各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生控除の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

4 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

今までは、納税義務者に19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族がいる場合、その納税義務者の前年の総所得金額等から45万円を控除することとされてきました。

令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税からは、合計所得金額が58万円を超える19歳以上23歳未満の親族がいる場合においても、納税義務者の前年の総所得金額等から、当該親族の合計所得金額に応じ、控除額に段階を設けて控除する仕組みが新たに設けられます。

■ 対象者

次のア～ウ全てに該当する方と生計を一にする納税義務者

- ア 年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く。）
- イ 合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入のみの場合は123万円超188万円以下）
- ウ 控除対象扶養親族に該当しない

■ 控除額

扶養親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除
58万円超85万円以下	45万円
85万円超90万円以下	
90万円超95万円以下	
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

5 よくあるお問合せ

Q1 年の途中で府中市から転出した場合、市民税・都民税・森林環境税はどこで課税されますか？

A 今年度の市民税・都民税・森林環境税は、前年1年間（1月1日から12月31日まで）の所得に対し、今年1月1日現在（賦課期日）に住んでいた市区町村が賦課決定します。そのため、1月2日以降に他の市区町村に転出された場合も府中市に納めていただきます。

Q2 退職をして現在は収入がありませんが、納税通知書が届きました。支払わなければなりませんか？

A 個人住民税は、前年中の所得に基づき課税されます。
例えば、令和7年中に退職した場合、令和8年度は、令和7年1月1日から12月31日までの所得から計算された個人住民税が課税され、納めていただくこととなります。

Q3 昨年度より税額が高くなりました。なぜですか？

A 所得金額が上がった・所得控除額が下がった・扶養人数が減ったなどが考えられますが、個人によって状況は異なります。

今年度と昨年度の納税通知書・申告書の控え・源泉徴収票などを見比べていただいた上で、ご不明な点がございましたら市民税課へお問合せください。

(1) お電話の場合（電話：042-335-4441）
個人情報保護のため、課税内容等の詳細をお電話でお答えすることができません。

納税通知書等をお手元にご用意の上、お問合せください。

(2) 窓口にお越しいただく場合
窓口にお越しいただいた方の本人確認後、ご説明いたします。
本人確認書類（例：運転免許証、マイナンバーカードなど）をお持ちの上、窓口にお越しください。

※同世帯のご家族様に係るお問合せの場合、代理人の方へ本人確認を行った上でご説明いたします。

【問合せ先】
府中市市民部市民税課
042-335-4441（直通）